

UQコミュニケーションズ株式会社 から提出された四半期報告の 概要及び確認の結果

平成30年度第2四半期
(平成30年7月)

この資料は、広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）に基づき、UQコミュニケーションズ株式会社（以下「UQコミュニケーションズ」という。）から提出された四半期報告（※）の概要をとりまとめ、確認の結果とともに公表するものである。

※広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局（2,625MHzを超え2,645MHz以下の周波数を使用する特定基地局）の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）に関する四半期報告。

※本四半期報告の対象期間は、平成30年7月1日から同年7月28日までである。

<報告概要>

1 サービスの状況

BWAサービスの契約数については、約3,030万契約である。下り速度150Mbpsを超えるBWA（以下「高度BWA」という。）サービスについては、平成27年2月から開始している。

2 特定基地局の整備計画

特定基地局数及び人口カバー率ともに開設計画どおり増加している。

また、高度BWAに係る特定基地局数及び高度BWAに係る特定基地局の人口カバー率について、開設計画どおり増加している。

3 安全・信頼性を確保するための対策

対象基地局における予備電源について、開設計画に沿って設置している。

4 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

MVNOについて、提供先事業者の総数は57者であり、そのうちWiMAX Release 2.1 Additional Elements方式による提供先事業者数は26者である。

5 電波の能率的な利用の確保

開設計画に記載された技術の開発・運用について、開設計画どおり順調に取り組んでいる。

6 その他

屋内対策については、下記の取組により既に開設計画の屋内エリアカバーを実現している。

- ・屋外基地局の追加設置による屋内カバー世帯数の増加
- ・規格変更等による屋外基地局から屋内エリアへの電波浸透率の向上
- ・新たな電波有効利用技術の導入による宅内エリアの改善見込み

<確認結果>

開設計画どおり適切に実施されていると認められる。なお、屋内対策については、他の代替手段等により既に開設計画の屋内カバーエリアを実現しているものと認められる。